

生駒市規則第 1 1 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 3 年 3 月 3 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 市長公室の項中「人事係 給与係 研修係」を「人材育成係 給与係」に改める。

第 6 条 人事系の項中第 6 号を第 1 0 号とし、第 5 号の次に次の 4 号を加え、同項を同条人材育成系の項とする。

- (6) 職員の研修及び教養に関すること。
- (7) 職員の福利厚生に関すること。
- (8) 奈良県市町村職員共済組合に関すること。
- (9) 職員互助会に関すること。

第 6 条 給与系の項に次の 3 号を加え、同条研修系の項を削る。

- (4) 職員の公務災害補償に関すること。
- (5) 公務災害補償等認定委員会に関すること。
- (6) 公務災害補償等審査会に関すること。

第 7 条 市民活動推進課系の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 市民活動団体支援制度審査会に関すること。

第 2 3 条 福祉系の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 1 0 号から第

12号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条管理系の項第6号中「及び清掃センター」を「、清掃センター及び衛生処理場」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 環境政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの運用管理に関すること。
- (3) 地球環境の保全及び自然エネルギーに係る企画調整及び統計に関すること。
- (4) 地球温暖化防止及び自然エネルギー活用の普及啓発に関すること。
- (5) 環境教育の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係

- (1) 自然環境の保全に係る企画調整に関すること。
- (2) 公害防止対策の調査研究及び指導並びに普及啓発に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定並びに各部門との連絡調整に関すること。
- (4) 代替エネルギーの普及及び促進に関すること。
- (5) 竜田川流域生活排水対策連絡協議会に関すること。
- (6) 環境保全に関する協定書の締結に関すること。

環境整備係

- (1) 環境美化の推進に関すること。
- (2) 屋外広告物の簡易除去に関すること。
- (3) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。

- (4) 埋火葬の許可に関する事（市民課の届出に係るものを除く。）。
- (5) 防犯灯及び街路灯に関する事。
- (6) 愛がん動物の適正管理に関する事。
- (7) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による犬の登録等に関する事。
- (8) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関する事。
- (9) そ族、昆虫等の駆除の指導に関する事。

第31条管理系の項第2号中「廃止等」を「廃止、区域の決定等」に改め、同項第5号中「交換」を「処分」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条維持系の項第1号中「道路及び水路施設の維持管理、維持修繕工事等」を「管理及び補修等」に改め、同項第2号中「占用等許認可事務」を「占用等許認可」に改め、同項第6号中「機材」を「資機材」に改め、同項に次に1号を加える。

- (7) 道路の通行制限に関する事。

第32条計画系の項第11号中「公共事業用資産」を「所管に係る公共事業用資産」に改める。

第33条整備系の項第3号中「新設改良工事の実施に伴う」を「新設工事又は改良工事の」に、「及び監督」を「、監督及び指導」に改め、同条施設系の項第1号中「工事の実施」を削り、同項第2号中「実施、」を削り、同項第4号中「水防倉庫」を「水防活動及び水防資機材」に改め、同条用地系の項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 所管に係る公共事業用資産の買取り等の申出証明に関する事。

第34条施設整備系の項第1号及び第2号中「施行」を「施工」に改める。

第37条開発指導系の項中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第38条景観系の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を

第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観審議会に関すること。

(生駒市情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 生駒市情報公開条例施行規則（平成21年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条各号を次のように改める。

- (1) 財団法人生駒メディカルセンター
- (2) 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会
- (3) 公益社団法人生駒市シルバー人材センター

(生駒市法令遵守推進条例施行規則の一部改正)

第3条 生駒市法令遵守推進条例施行規則（平成19年10月生駒市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第4号までを次のように改め、同条第5号を削る。

- (2) 財団法人生駒メディカルセンター
- (3) 社会福祉法人生駒市社会福祉協議会
- (4) 公益社団法人生駒市シルバー人材センター

(公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第4条 公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則（平成14年3月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「社団法人生駒市シルバー人材センター、財団法人生駒市ふれあい振興財団」を「公益社団法人生駒市シルバー人材センター」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表第2項中「本部次長」を「副消防長」に改め、同表第

3 項中「花のまちづくりセンターの所長」を「議会事務局の次長」に改め、同表第 5 項中「消費生活センターの所長」の次に「、花のまちづくりセンターの所長」を加え、「、議会事務局の局補佐」を削る。

(生駒市予算規則の一部改正)

第 6 条 生駒市予算規則（昭和 4 0 年 1 月生駒市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「本部次長」を「副消防長」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。